主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意のうち、憲法一三条、二五条に言及する部分は、原判決に 対する論難ではなく、その余は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告 理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認 められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四八年一一月二二日

最高裁判所第二小法廷

豊		田	吉	裁判長裁判官
男	昌	原	岡	裁判官
雄	信	Ш	小	裁判官
郎	喜一	塚	大	裁判官